

## 始良市農業委員会総会議事録(4月)

1. 開催日時 平成26年4月21日(月) 午後1時25分から午後3時45分

2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室

出席委員(25人)

委員

1番	米松 正一	15番	川島 兼次
2番	内甌 達也	16番	柊元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番		21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員

なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名(3番 今村委員、4番 松尾委員)

2. 会議書記の指名

3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について

4. 議案第 2号 農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決定について

5. 議案第 3号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について

6. 議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について

7. 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について

8. 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について

9. 議案第 7号 農地の利用目的変更願いについて

10. 議案第 8号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)について

11. 議案第 9号 農地あっせん申出(借受 希望)について

12. 農地あっせんの経過報告

13. その他

#### 4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主任主査

農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農政農地係長

始良農政農地係長

	(大会議室に全員着席)
事務局	姿勢を正してください。
	一同礼。
	[1、総会の通告]
議長	只今から、平成 26 年度第 1 回 始良市農業委員会総会を開会いたします。
	出席委員は、25 名中 25 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	————— 会務報告 —————
議長	それでは、会務報告について、事務局より会務報告をお願いします。
事務局	事務局より会務報告。
議長	議事日程に入ります。
	それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。
委員	「異議なし」
議長	それでは、3 番 今村委員、4 番 松尾委員をお願いいたします。
議長	つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の北野係長と湯之原係長を指名いたします。
	これからの議案の審議では、農業委員会法 第 24 条の規定の『議事参与の制限』により、『農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与できない。』となっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。
	関係議案終了後に入室・着席していただきます。
	なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくをお願いいたします。
	————— 議案第 1 号 —————

議 長	<p>それでは、日程第3議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は4月30日を予定しております。</p> <p>また、契約の始期は、5月1日を予定しております。契約年数は、1年が2件、2年が2件、3年が30件、4年が2件、5年が54件、6年が4件、10年が13件、合計の107件です。面積につきましては、田の191,283㎡、畑の16,733㎡、合計208,016㎡です。内容については、議案書2ページから29ページにありますのでご覧になってください。なお、総会資料26ページ95番が1番委員、96番が2番委員、97番と98番は9番委員、27ページ99番と100番は22番委員、101番、と28ページの102番が12番委員、28ページから29ページ103番から107番が3番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、議事参与の制限に基づき議案の採決に参加できませんのでよろしくをお願いします。</p> <p>また、総会資料8ページ24番25番と9ページ29番は解除条件付き賃貸契約が設定されております。解除条件付き賃貸権は土地を適正に利用していないと認められる場合は賃貸借を契約解除するものです。</p> <p>以上、第1号議案の説明といたします。</p>
議 長	<p>それでは、1番から94番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から94番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号1番から94番については原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第1号95番から107番までについては、先ほど申し上げました議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>1番委員の退席をお願いします。</p>

議 長	それでは、議案第1号 95 番について質疑に入ります。 何かご質問等ありませんか。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第1号 95 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第1号 95 番は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第1号 96 番については、先ほど申し上げました議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、2 番委員の退席をお願いします。
議 長	それでは、議案第1号 96 番について、質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第1号 96 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第1号 96 番は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第1号 97 番と 98 番については、先ほど申し上げました議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、9 番委員の退席をお願いします。
議 長	それでは、議案第1号 97 番と 98 番について、質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第1号 97 番と 98 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]

議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号 97 番と 98 番は原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、議案第 1 号 99 番と 100 番については、先ほど申し上げました議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、22 番委員の退席をお願いします。
議 長	それでは、議案第 1 号 99 番と 100 番について、質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。
委 員	(質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第 1 号 99 番と 100 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号 99 番と 100 番は原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、議案第 1 号 101 番と 102 番については、先ほど申し上げました議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、12 番委員の退席をお願いします。
議 長	それでは、議案第 1 号 101 番と 102 番について、質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。
委 員	(質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第 1 号 101 番と 102 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号 101 番と 102 番は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 1 号 103 番から 107 番については、先ほど申し上げました議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、3 番委員の退席をお願いします。

議 長	<p>それでは、議案第 1 号 103 番から 107 番について、質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>〔質問、意見なし〕</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第 1 号 103 番から 107 番について、原案のとおり決定することに賛成 の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔全員挙手〕</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 1 号 103 番から 107 番は原案のとおり決定いた しました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 2 号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決 定についてを議題に供します。 1 番から 10 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 2 号 農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決 定についてご説明致します。 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権移転で す。 農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより、利用 権移転の効力が発生いたします。 公告の予定日は 4 月 30 日を予定致しております。また、契約の始期 5 月 1 日を予定しております。 今回の移転は、青年就農給付金に伴う利用権移転で、総会資料は、3 0 ページから 32 ページになります。 1 番から 8 番につきましては、渡人が さんで、受人は、息子であ る、 さんと さんの妻である さんへ利用権を移転するもので す。 9 番と 10 番につきましては、渡人が さんで、受人は、妻である さんへ利用権を移転するものです。 以上、議案第 2 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたしま す。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>

議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第 2 号 農用地利用集積計画(利用権移転)についての 1 番から 10 番について、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「全員挙手」</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 2 号 農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決定についての、1 番から 10 番は原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>————— 議案第 3 号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>まず 1 番について事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>議案第 3 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についてご説明申し上げます。</p> <p>これは、1 番から 3 番まであっせんによるものでございます。先ず 1 番でございますが、譲受人が加治木町反土の さんです。経営面積が 2479 m<sup>2</sup>ですが、1 号議案の 52 番で利用権設定を 730 m<sup>2</sup>設定されましたので、経営面積が 3209 m<sup>2</sup>となります。譲渡人が加治木町反土の さんでございます。土地の所在が加治木町小山田他 2 筆、田、合計 2,236 m<sup>2</sup>です。経営面積が 3209 m<sup>2</sup>と申請の 2236 m<sup>2</sup>と合計すると 5445 m<sup>2</sup>となり、農地あっせん事業の基準を満たしております。対価が 143 万円でございます。反当が 65 万円です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 1 番について、12 番委員からあっせんの経過について報告願います。</p>
委 員	<p>12 番です。あっせんの報告を申し上げます。</p> <p>加治木町小山田外 2 筆 田、2236 m<sup>2</sup>について 3 月 19 日、午後 1 時 30 分より、加治木総合庁舎の北庁舎 1 階会議室においてあっせんを行いました。</p> <p>譲渡希望者 さん代理の方が出席です、譲受希望者 さん、あっせん委員といたしまして、私と 27 番委員、22 番委員および事務局の立会いの下あっせんを行っております。結果につきまして、総額 1,430,000 円ということで反当あたりにいたしますと 650,000 円で無事、成立をいたしました。なお、今後の手続きといたしましては、嘱託登記により事務局で所有権の移転登記を行う予定となっております。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、議案第 3 号 1 番について、質疑に入ります。</p> <p>ただ今の事務局及び調査委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>



	<p>委員 「質疑・意見なし」</p>
議長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第3号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についての1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 「全員挙手」</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号 農用地利用集積計画(所有権移転)についての1番は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第3号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についての2番と3番については、先ほど申し上げました議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、1番委員の退席をお願いします。</p>
議長	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>次に2番についてですが、譲受人が始良市豊留の さんで、経営面積が115,218㎡。譲渡人が埼玉県富士見市の さんでございまして、土地の所在が三拾町、畑、291㎡です。対価が総額87,300円です。反当で30万円です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の2番について、3番委員からあっせんの経過について報告願います。</p>
委員	<p>3番です。農地あっせんの報告をいたします。土地の所在が三拾町、畑で291㎡です。4月11日の午後2時から蒲生総合支所本館2階相談室において、実施いたしました。譲渡希望者 さんの代理人と、譲受希望者 さん、あっせん担当委員が3番委員、6番委員、27番委員、事務局職員の立会いの下あっせんを行いました。結果につきましては、総額87,300円、10aあたりにしますと300,000円で無事成立いたしました。今後の手続きとしまして、嘱託登記により事務局で所有権の移転登記を行う予定となっております。以上で、農地あっせんの報告を終わります。</p>
議長	<p>つぎ3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次が3番でございます。譲受人が始良市豊留在住の さんでございまして、経営面積が115,218㎡です。譲渡人が始良市三拾町の さんでございまして、土地の所在が三拾町ほか1筆でございまして畑の合計762㎡でございます。対価が228,600円ということでございます。反当で30万円です。以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明の3番について、3番委員からあっせんの経過について報告願います。</p>
委 員	<p>3番です。あっせんの報告をいたします。三拾町外1筆、畑、合計762㎡です。4月11日の午後2時から蒲生総合支所本館2階相談室において、実施いたしました。譲渡希望者 さんの代理人と、譲受希望者 さん、あっせん担当委員が3番委員、6番委員、27番委員、事務局職員の立会いの下あっせんを行いました。結果につきましては、総額228,600円、10a当たりにしめすと300,000円で無事成立いたしました。今後の手続きとしまして、嘱託登記により事務局で所有権の移転登記を行う予定となっております。</p> <p>以上で、農地あっせんの報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、議案第3号2番と3番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただ今の事務局及び調査委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についての2番と3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「全員挙手」</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号 農用地利用集積計画(所有権移転)についての2番と3番は、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第4号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第6 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について を議題に供します。</p> <p>まず、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、34ページとなります。</p> <p>今月申請は、10件です。</p> <p>各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の1ページから調査書がありますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、順番に一通りご説明いたします</p> <p>1番が譲受人、加治木町小山田在住の さん、譲渡人加治木町木田在住</p>

議 長	<p>さん他 1 名の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田の畑で、面積が 1,620 m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上で 1 番の説明を終わります</p>
委 員	<p>ただいまの説明の 1 番に関して 23 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>23 番です。4 月 5 日に調査した。譲受人と会いました。この畑は以前より受け人が管理されております。姉より贈与で定年退職後野菜等を作付したい、労力及び農機具等は揃っており何ら支障はありません。農地法 3 条第 2 項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>2 番が譲受人、加治木町木田在住の さん、譲渡人が霧島市溝辺町在住の さん、の売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、小山田字の畑で、面積が 742 m<sup>2</sup>です。以上で 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 2 番に関して 22 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委 員</p> <p>22 番です。4 月 5 日に調査した。譲受人と現地で会いました。本人は現在兼業ですが、水稻とゴーヤを栽培しております、労力及び農機具等は揃っており何ら支障はありません。農地法 3 条第 2 項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、3 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>3 番が譲受人、加治木町西別府在住の さん、譲渡人が加治木町西別府在住の さん、の売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、西別府の畑で、面積が 941 m<sup>2</sup>です。以上で 3 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 3 番に関して 5 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委 員</p> <p>5 番です。4 月 8 日に調査しました。譲受人と譲渡人と現地で会いました。当人はいとこ同士で本人は現在農業と林業をされております。夫婦で農業をされており農機具等は揃っており何ら支障はありません。農地法 3 条第 2 項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、4 番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局 4番が譲受人、加治木町小山田在住の さんで、譲渡人が加治木町仮屋町在住の さんの売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町小山田の田で、面積が 867 m<sup>2</sup>です。以上で4番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の4番に関して22番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>22番です。4月6日に調査しました。譲受人と現地で会いました。本人は5年ほど前に帰省し新規就農し、現在は水稻とカボチャを春と秋に栽培されている。利用権設定し集積を図っている。機械等も徐々に揃えている。労力もあり農機具等は揃っており何ら支障はありません。農地法3条第2項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 5番が譲受人、蒲生町上久徳在住の さんで、譲渡人東京都三鷹市在住の さんの売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、蒲生町北外1筆の田で、合計面積が708 m<sup>2</sup>です。以上で5番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の5番に関して9番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>9番です。4月5日に調査しました。譲受人と現地で会いました。現在耕作を30年ほど行っている、現在40aほど耕作されており問題はありません、労力もあり農機具等は揃っており何ら支障はありません。農地法3条第2項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、6番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 6番が譲受人、平松在住の さんで譲渡人が蒲生町西浦在住の さんで売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、蒲生町西浦の田で、面積1,359 m<sup>2</sup>です。</p> <p>もうひとつの申請地が、譲渡人が蒲生町西浦在住の さんで贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、蒲生町西浦の畑で、面積805 m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上で6番の説明を終わります</p>
議長	<p>ただいまの説明の6番に関して14番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>14番です。4月12日に調査しました。譲受人と現地で会いました。田のほうは以前より耕作を行っており、労力もあり各種農機具等は揃っており何ら支障はありません。農地法3条第2項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>7番が譲受人、上名在住の　　さんで譲渡人が上名在住の　　さんで贈与による所有権移転です。 申請地の所在は、上名字外1筆の田で、合計面積が3,715㎡です。 以上で7番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の7番に関して8番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>8番です。4月4日に調査しました。譲受人と現地で会いました。受け人は認定農業者であり、80頭以上の繁殖牛がおります。自家飼料にも取り組んでおります。労力もあり各種農機具等は揃っており何ら支障はありません。農地法3条第2項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、8番について事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>8番が譲受人、東餅田在住の　　さんで譲渡人が蒲生町上久徳在住の　　さんで売買による所有権移転です。 申請地の所在は、蒲生町下久徳田で、面積が924㎡です。 もうひとつの申請地が、譲渡人が鹿児島市川上町在住の　　さんで売買による所有権移転です。 申請地の所在は、蒲生町下久徳の田で、面積561㎡です。 以上で8番の説明を終わります</p>
議長	<p>ただいまの説明の8番に関して17番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>17番です。4月5日に調査しました。譲受人と現地で会いました。受け人は会社経営をしておりますが、平成24年に3条申請をしたが不許可になった経緯がありますが、不許可後ご自分で耕作をされるようになっております。農機具等は近くの方から借りて作業しております。申請人より耕作される意思を確認しておりますので、問題はないものと思われます。当申請は農地法3条第2項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>

議 長	次に、9 番について事務局の説明を求めます
事務局	<p>9 番が譲受人、平松在住の さんで譲渡人が平松在住の さんで売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松の畑で、面積が 266 m<sup>2</sup>です。</p> <p>譲受人の竹下 正人さんの経営面積につきましては、議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)84 番で承認いただきましたので、耕作面積 3,449 m<sup>2</sup>となり、第 3 条第 2 項第 7 号下限面積要件は、問題ありません。</p> <p>以上で 9 番の説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明の 9 番に関して 20 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	20 番です。4 月 10 日に調査しました。譲受人と現地で会いました。受け人は今回の申請地は野菜等が作付されている。農機具等は小型耕運機や軽トラを所有している。なお、借入地の田は蒲生町に所在し、友人の機械を借りて夫婦で耕作していく。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、10 番について事務局の説明を求めます
事務局	<p>10 番が譲受人、西餅田在住の さんで譲渡人が西餅田在住の さんで売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、西餅田の畑で、面積が 475 m<sup>2</sup>です。もうひとつの申請地が、譲渡人:西餅田在住の さんで売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、西餅田の畑で、面積 85 m<sup>2</sup>です。以上で 10 番の説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明の 10 番に関して 3 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3 番です。4 月 10 日に調査しました。譲受人と現地で会いました。受け人のすぐ近くで以前より管理されていた。申請地は野菜等が作付されている。農機具等は小型耕運機を所有している。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	<p>調査員の皆さん、ありがとうございました。</p> <p>これより、議案第 4 号 1 番から 10 番について一括して質疑に入ります。</p> <p>何か、質問等はございませんか。</p>
委 員	(質疑・意見なし)
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。

	<p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から10番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	[全員挙手]
議長	<p>全員賛成ですので、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から10番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第7議案第5号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p>
	<p>先ず、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について説明します。</p> <p>申請人が加治木町木田在住の さんで、土地の所在が加治木町木田、田、面積が651㎡です。農地区分が3種農地、農振地域外で、都市計画内の第一種住居地域です。転用内容が太陽光発電所です。申請理由が太陽光発電の売電収益を目的とする資産運用のため。資金計画は融資で対応です。被害防除計画書、土地改良区意見書が添付されております。参考資料の中で申請地の西のほうに田がありますが北側に道路がとおっております。</p> <p>1.5mほど低いところで、ここへの通作路のことですが、この農地は以前より申請人が管理されており今後も引き続き管理をするとのことで、正式な利用権設定を行うよう指導した。申請地のフェンスは扉を設けて入れるようにして管理する。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明の1番について、1番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>1番です。農地区分は3種農地で問題はありません。申請地の位置は、加治木記念病院から南に約10mの位置です。造成工法は盛土の0.5mです。被害防除については、現況は東が道路、西が田、南は田、北は道路です。申請実現の確実性は、資力は融資、転用面積の妥当性は適当、事業計画、融資証明もあり確実である。西の田への通路については今事務局から説明がありましたのでよろしいと思います。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>

議 長	次に、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは2番を説明いたします。申請人は東京都足立区在住の さんで、土地の所在が西宮島町、畑、294㎡です。農地区分は第3種農地であります。農業振興地域の区域外です。都市計画区域の準住居地域。転用内容は貸駐車場です。申請理由が申請地を賃貸駐車場として利用したい。資金計画は現状のままのため資金証明は不要です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関して5番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良市立図書館から南西に約250mの位置です。造成計画は現状のままです。</p> <p>被害防除として、現況としましては、東が国道、西が宅地、南は宅地、北は車置場です。申請実現の確実性は資金は不要で面性は適当です。スズキ自動車との賃貸借の話し合いもついており確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	次に、3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは3番を説明いたします。申請人は西始良在住の さんで、土地の所在が東餅田、田、206㎡です。農地区分は第3種農地であります。農業振興地域の区域外です。都市計画区域の第一種住居地域。転用内容は一般住宅、1棟、82㎡です。申請理由が今回、実家に近い申請地に自己の住居を建築したいということで自己資金対応です。被害防止計画書、土地改良区意見書が添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関して6番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>6番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、イオン始良店から北東に約200mの位置です。造成計画は盛土1mでブロックが0.4mです。被害防除として、現況としましては、東が農道、西が市道、南は電波塔、北は宅地です。申請実現の確実性は自己資金もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	次に、4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは4番を説明いたします。申請人は加治木町新生町在住の さん



	<p>で、土地の所在が加治木町木田他3筆、田、2,284㎡です。農地区分は第1種農地であります。農業振興地域の区域外です。都市計画区域の用途の設定はありません。転用内容は共同住宅、3棟、532㎡です。申請理由が申請地に共同住宅を建築し、家賃収入を得て、生活の安定を図りたい。融資資金対応です。被害防除計画書、土地改良区意見書が添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明の4番について、3番委員から、議案第6号8番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番です。農地区分は第1種農地の不許可の例外であります。集落接続施設に該当するため問題はありません。申請地の位置は、隈姫神社から南に約50mの位置です。造成計画は盛土0.3mで塀ブロックが0.4mです。被害防除として、現況としましては、東が田、西が道路と田、南は道路、北は宅地です。隣接農地との日照確保は高さ制限で6.9mです。申請実現の確実性は資力は融資で転用面積の妥当性は適当です。事業計画書、融資照明もあり確実である。関係機関との協議状況は、土地利用協議は申請中です。国有財産が申請中です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>議案第6号の8番も同じ内容です</p>
議 長	<p>調査員のみなさん、ありがとうございました。 これより議案第5号1番から4番について、一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 議案第5号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、25日開催の県農業会議に諮問をいたします。</p>
議 長	<p>ここでしばらく休憩をします。</p>
議 長	<p>ただいまから会議を再開します。</p>

————— 議案第 6 号 —————	
議 長	<p>次に、日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>先ず 1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番についてご説明申し上げます。譲受人が鹿児島市下伊敷 1 丁目在住の さんでございます。譲渡人が千葉県松戸市在住の さん他 3 名、土地の所在が、木津志、田、面積は 1,239 m<sup>2</sup>。所有権移転です。農地の区分が 2 種農地でございます。農業振興地域農用地区域外です。転用目的が山林でございます。申請理由が、申請地の周囲は山林であり、田として耕作するには困難であるため、杉 350 本植林する。自己資金で対応ということでございまして、被害防除計画があります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3 番でございます。農地区分は第 2 種農地でその他の農地で問題なし。申請地の位置としまして、東村モータースから西に約 150m の位置でございます。被害防除現況は、東、西、南、北の四方山林です。申請実現の確実性でございますが、資力自己資金、転用面積も適当でございます。周囲も山林化しており田として耕作するには困難なためやむを得ない。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、2 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 番の説明をします。参考資料が 19 ページです。譲受人が始良市宮島町の株式会社 でございます。譲渡人が平松在住の さんでございます。土地の所在が、平松 畑 400 m<sup>2</sup>です。所有権移転です。農地区分が 3 種農地、農振地域外で、都市計画内の第 1 種低層住居専用地域です。転用内容が宅地分譲です。申請理由が申請地付近は住宅化が進み、住環境も整備されており、住宅需要が見込まれるため、申請地を宅地分譲に造成する。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画と始末書は添付されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、4 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4 番です。農地区分は 3 種農地で問題はございません。申請地の位置は、森山公民館から南西へ約 500m の位置です。被害防除については、現況は東が宅</p>

議 長	<p>地、西が市道、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、資力は自己資金、転用面積の妥当性は適当、自己資金もあり転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次に、3番について事務局の説明を求めます。</p>
委 員	<p>3番の説明をします。譲受人が鹿児島市伊敷台の株式会社 でございます。譲渡人が平松在住の さんでございます。土地の所在が、平松、田 811 m<sup>2</sup>です。所有権移転です。農地区分が2種農地、農振地域外で、都市計画内の地域区域の指定なしです。転用内容が貸家3棟で139 m<sup>2</sup>です。申請理由が申請地は高速始良インター入り口より1kmの位置にあり、近隣にはスーパー、医療施設、学校等もあり一団の閑静な宅地の西側に貸家3棟を建設する。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、4番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4番です。農地区分は2種農地で市街地近接農地で問題はありません。申請地の位置は、池田パン重富工場から南へ約130mの位置です。造成工法は盛土1m、切土0.9mです。土留め工法L型擁壁1mです。被害防除については、現況は東が市道、西が田、南は宅地、北は市道です。隣接農地への緩衝地確保はありで3mです。申請実現の確実性は、資力は融資己資金、転用面積の妥当性は適当、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番の説明をします。参考資料は27ページです。譲受人が宮島町在住の さんでございます。譲渡人が松原町在住の さんでございます。土地の所在が、松原町、畑 273 m<sup>2</sup>です。所有権移転です。農地区分が3種農地、農振地域外で、都市計画内の第一種中高層住居専用地域です。転用内容が一般住宅1棟で92 m<sup>2</sup>です。申請理由が現在借家住まいのため申請地に自己の住居を建築する。資金計画は自己資金と融資資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、6番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>6番です。農地区分は3種農地で問題はありません。申請地の位置は、松原</p>

議 長	<p>なぎさ小学校から北へ約 220mの位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が宅地、南は畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、資力は融資と自己資金、転用面積の妥当性は適当、自己資金及び融資証明もあり転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
事務局	<p>次に、5 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>5 番の説明をします。参考資料は 30 ページです。借り人が霧島市国分在住の さんでございます。貸人が鹿児島市在住の さんでございます。土地の所在が、加治木町木田外1筆、田 1643 m<sup>2</sup>です。使用貸借権設定です。農地区分が 3 種農地、農振地域外で、都市計画内の工業地域です。転用内容が太陽光発電所です。申請理由が当地に太陽光発電設置を計画した。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、2 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>2 番です。農地区分は3種農地で問題はありません。申請地の位置は、加音ホールから南へ約 100mの位置です。造成工法で盛土の 0.2～0.3mです。被害防除については、現況は東が水路・道路、西が田、南は水路道路、北は水路です。申請実現の確実性は、資力は融資、転用面積の妥当性は適当、事業計画書及び融資証明もあり転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、6 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>6 番の説明をします。参考資料は 34 ページです。借り人が宮島町在住の さんでございます。貸し人が東餅田在住の さんでございます。土地の所在が、東餅田、田 391 m<sup>2</sup>です。使用貸借権設定です。農地区分が 3 種農地、農振地域外で、都市計画内の第一種中高層住居専用地域です。転用内容が一般住宅1棟で 93 m<sup>2</sup>です。申請理由が父より実家近くの申請地を借り、自己の住居を建築する。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、6 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>6 番です。農地区分は3種農地で問題はありません。申請地の位置は、帖佐</p>

	<p>駅から東へ約 200mの位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が宅地、南は宅地、北は畑です。申請実現の確実性は、資力は融資で対応です。融資証明もあり転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、7 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>7 番の説明をします。参考資料は 37 ページです。譲受人が平松在住の さんでございます。譲渡人が神奈川県川崎市在住の さんでございます。土地の所在が、西餅田、畑 227 m<sup>2</sup>です。所有権移転です。農地区分が 3 種農地、農振地域外で、都市計画内の第二種住居地域です。転用内容が一般住宅 1 棟で 99 m<sup>2</sup>です。申請理由が現在借家住まいのため申請地に自宅を建築する。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、5 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5 番です。農地区分は 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、県営帖佐団地から南西へ約 100mの位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が宅地、南は宅地、北は畑です。隣接地との緩衝地確保は 1m です。申請実現の確実性は、資力は融資で対応です。転用面積の妥当性は適当。融資証明もあり転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、8 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>8 番の説明をします。参考資料は 40 ページです。譲受人が加治木町在住の さんでございます。譲渡人が加治木町反土在住の さん他 1 名でございます。土地の所在が、加治木町木田、田 215 m<sup>2</sup>です。所有権移転です。農地区分が 1 種農地、農振地域の農用地の除外は許可済みです、都市計画内の用途設定はありません。転用内容が共同住宅 3 棟の 532 m<sup>2</sup>です。申請理由が申請地に共同住宅を建築し、家賃収入を得て生活の安定を図りたい。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書及び土地改良区の意見書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>8 番の現地調査員の説明は、議案第 5 号 4 番で 3 番委員から報告がありましたので、省略します。 次に、9 番について、事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>9番の説明をします。参考資料は46ページです。借り人が霧島市国分在住の さん外1名でございます。貸し人が下名在住の さんでございます。土地の所在が、下名、田268㎡のうち224㎡です。使用貸借権設定です。農地区分が1種農地、農振地域の農用地区域外です、都市計画外です。転用内容が太陽光発電所です。申請理由が申請地にソーラーパネルを設置し売電事業を行いたい。隣接地に自己の住宅及び太陽光発電施設を建築しそれと一体利用する。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p> <p>補足説明しますが、第一種農地の不許可の例外規定に隣接地一体事業があり、第一種農地が3分の1以内で、第一種農地以外が3分の2以上であれば不許可の例外として許可になります。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連し、1番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>1番です。農地区分は1種農地で隣接地一体事業に該当するため問題はありません。申請地の位置は、山田小学校から南へ約700mの位置です。造成工法は盛土の0.9mです。被害防除については、現況は東が道路、西が宅地、南は道路、北は山林です。申請実現の確実性は、資力は融資で対応です。転用面積の妥当性は適当。事業計画及び融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>これより、議案第6号 1番から 9番までについて一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ありませんか。</p>
委員	<p>議長</p>
議長	<p>はいどうぞ。</p>
委員	<p>24番です。1点だけ確認します。事務局よりの回答でよろしいです。</p> <p>議案6号の2番ですが、始末書ありですが、登記簿上が畑で現況が雑種地となり、すでに盛土されていることで始末書を添付されていることで理解してよろしいか、それとも別に始末書を出す要因があったのか、を確認します。</p>
議長	<p>事務局どうぞ</p>
事務局	<p>現地については、車庫と農機具倉庫が2棟建っており、埋め立てをされていたので始末書を提出するよう指導。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>

委員	よろしいです。
議長	分かりました。ほかにありませんか。
委員	[質問なし]
議長	無いようですので、ここでお諮りいたします。 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から9番までについて原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委員	[全員挙手]
議長	全員賛成ですので、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から9番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、25日開催の県農業会議に諮問いたします。
————— 議案第7号 —————	
議長	次に、日程第9 議案第7号農地の利用目的変更願いについてを議題に供します。 1番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、1番でございます。届け人が加治木町本町在住の さんでございます。土地の所在が加治木町日木山、田、の2,363㎡であります。変更後の使用目的が盛土をして畑ということでございます。申請理由は、梅雨時の豪雨で水路が壊れ、水が引けなくなり水田として利用できない。このままでは雑草が生い茂りますので盛土して畑としたい。以上です。
議長	ただいまの説明の1番に関連して、2番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	2番です。農地区分は第2種農地です。申請地の位置は、加治木インターチェンジから北東に約500mのところでございます。造成工法は盛土0.8m、被害防除の現況は、東が山林、西が山林・水路、南が宅地、北が堤防になっておりました。申請実現の確実性でございますが、資力は自己資金、面積の妥当性は適当。水が引けなくなり、畑への変換は確実でございます。総合意見としまして、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で、報告を終わります。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。

	<p>事務局</p> <p>それでは、2番でございます。届け人が加治木町反土在住の さんでございます。土地の所在が加治木町反土、田、の476㎡であります。変更後の使用目的が盛土をして畑ということでございます。申請理由は、10数戸の住宅区域内の農地で、農薬散布中の苦情がある。温泉への道路に接しているため、車の交通が多く空き缶等の投入が絶えないため盛土をして畑に変換したい。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、2番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>2番です。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、老人ホーム竜門の里から東に約100mのところでございます。造成工法は盛土0.4m、被害防除の現況は、東が田、西が道路、南が宅地、北が宅地になっておりました。申請実現の確実性でございますが、資力は自己資金、面積の妥当性は適当。農薬散布中の苦情や不法投棄防止のため畑への変換は確実でございます。総合意見としまして、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>3番についてご説明いたします。届け人が西餅田在住の さんでございます。土地の所在が西餅田外1筆、田、計の954㎡であります。変更後の使用目的が畑ということでございます。申請理由は、昭和40年代後半の高速道路開設に伴い、取水が不可能となり、それ以来田として耕作が出来ていない。今般現況の畑に合わすために変更願いを提出する。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>5番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は桜島サービスエリアの西の方に250mのところでございます。被害防除の現況といたしまして、東は宅地、西は宅地、南は畑、北は宅地とあと1筆が東は市道、西は宅地、南は市道、北は宅地ということです。申請実現の確実性といたしましては、資力は自己資金、転用面積の妥当性は適当。現在畑として使用されている。総合意見としまして、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議案第7号 1番から3番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。</p>



委員	「意見・質問なし」
議長	よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第7号 農地の利用目的変更願いについての1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委員	「全員挙手」
議長	全員賛成ですので、議案第7号 農地の利用目的変更についての1番から3番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	————— 議案第8号 —————
議長	次に、日程第10議案第8号 農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)についてを議題に供します。 1番から5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案第8号農地あっせん申出(売渡・貸付 希望)についてご説明致します。総会資料は、44ページとなります。今月申請は、5件です。参考資料57ページからになりますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、1番を説明致します。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町小山田字早田尻 田の589㎡。同字 田の1,145㎡です。申請人は、加治木町小山田在住の さん。条件として希望小作料が10a 当たり7,700円。希望貸付期間が可能な限りです。</p> <p>続きまして、2番を説明致します。参考資料は、58ページになります。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町久末 田の1,332㎡です。申請人は、蒲生町上久徳在住の さん。条件として希望小作料が農業委員会一任。希望貸付期間が5年です。</p> <p>続きまして、3番を説明致します。参考資料は、59ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が加治木町反土 田の678㎡。同字田の368㎡です。申請人は、加治木町日木山在住の さん。条件として譲渡希望価格が農業委員会一任です。3番につきましては、売渡希望申請地が農振農用地ではありませんので、あっせん成立の場合は、所得税・住民税の控除はありません。また、嘱託登記についても相対間での申請となります。</p> <p>続きまして、4番を説明致します。参考資料は、60ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が加治木町反土 田の136㎡。日木山字 田の198㎡です。申請人は、松原町1丁目在住の さん。条件として譲渡希望価格が農業委員会一任です。4番につきましても、売渡希望申請地が農振農用地ではありませんので、あっせん成立の場合は、所得税・住民税</p>

	<p>の控除はありません。また、嘱託登記についても相対間での申請となります。</p> <p>続きまして、5番を説明致します。参考資料は、61ページになります。内容につきましては、売渡です。土地の所在が三拾町字高井田、田の 2,022 m<sup>2</sup>です。申請人は、加治木町仮屋町在住の さん。条件として譲渡希望価格が農業委員会一任です。</p> <p>以上、議案第8号の説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。何か、ご意見等ございませんか。</p>
議 長	
委 員	[質問、意見なし]
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第8号 農地あっせん申出(売渡 貸付希望)について の 1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	[全員挙手]
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第8号 1番から5番は原案どおり承認いたします。</p>
議 長	<p>つぎに、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。</p> <p>事務局案があれば提案してください。</p>
事務局	<p>議案第8号 1番は、22番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>議案第8号 2番は、19番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>議案第8号 3番は、12番委員、4番委員、21番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>議案第8号 4番は、12番委員、4番委員、21番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>議案第8号 5番は、1番委員、10番委員、18番委員にお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>————— 議案第9号 —————</p>	

議 長	次に、日程第 11 議案第 9 号 農地あっせん申出(借受 希望)についてを議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 9 号農地あっせん申出(借受 希望)についてご説明致します。総会資料は、45 ページとなります。今月申請は、1 件です。参考資料 62・63 ページからになりますので審議の参考にして下さい。 それでは、説明致します。申請人は、加治木町日木山在住の さん。農業経験は、苺と露地野菜の栽培経験があります。希望面積は、300㎡の畑で露地野菜(オクラ・きゅうり)を栽培予定です。希望地区は、小山田・日木山の楠原です。希望借受期間は 2 年以上です。 以上、議案第 9 号の説明と致します。
議 長	ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。
委 員	議長
議 長	はい、21 番委員どうぞ。
委 員	21 番です。申請人は父親とハウスを 5 反歩ぐらい耕作されている。イチゴの横のハウスがほとんど使われていない状況ですが、それで間に合いそうなのですが、どういうことで 300 ㎡を借りるのか、疑問に思うところです。
議 長	事務局はどうですか。
事務局	指摘のところは事務局では把握しておりませんので、再度確認してから申請します。
議 長	今回のあっせんは来月へ送ることよろしいですか。
委 員	[異議なし]
議 長	それでは事務局はそうに取り計らってください。 次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。
委 員	発言なし
議 長	よろしいですか。 それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります

議 長	<p>その他何かございませんか。</p> <p>次に、来月の現地調査、総会日についてですが、  現地調査は、5月15日 木曜日に、  総会は、5月20日 火曜日に開催予定でよろしいですか。  現地調査委員は、  1班を、8番委員、9番委員、10番委員に、2班を、11番委員、12番委員、13番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。  それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。その他に委員からご発言はありませんか。</p>
委 員	<p>「発言なし」</p>
議 長	<p>事務局からはありませんか。</p>
事務局	<p>活動記録簿について説明。</p>
議 長	<p>他に何かありませんか。  よろしいですか。それでは以上をもちまして、平成26年度 第1回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>姿勢を正してください。  一同礼。</p>